

壱岐市農業委員会定例会（平成30年9月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年9月26日（水） 午前10時
  2. 開催場所 石田農村環境改善センター 1階 大会議室
  3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 17名
  4. 欠席委員 …… 委員
  5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
  6. 議事日程
    - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 委員 …… 委員
    - 第2. 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第44号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
    - 議案第45号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
    - 議案第46号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
  7. 報告事項 農地改良等届出書について
  8. その他
- 

開 会 （ 午前 10：00 ）

事務局 皆さんお早うございます。9月13日の地区別農業委員会委員研修会に多数ご出席頂きましてありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、只今より平成30年9月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…委員より欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で定数に達しておりますので、総会は成立をいたしております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂いて、早速、これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・番・・委員、・番・・委員にお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、売買・贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

#### 18番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触字下柳田・・・・・・ 地目 田 面積 1,906㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が5,027㎡、畑が1,574㎡、計の6,601㎡です。

#### 申請理由

譲渡人 高齢で耕作出来ない為、譲受人に売却する。

譲受人 買い受けて、米作を行う。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が30年、父60年です。通作距離は3.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月20日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・でございます。今、説明があった通り20日の日に事務局と現地確認を致しました。・・・さんとは、中々地区内で、近隣住民の方とあまり折り合いが良くないもので、中々近隣の方が借り受けて耕作が今迄出来ないような状況でした。今回、売買という事で・・・さんが買い受けて耕作されるという事で、近隣の方も今度は、その方に色々、草を切ってくれとか色んな事も言えるのであれば、かえってその方が良いのではないかという話も出ておりました。国道から10m～15m位入った所で、やっぱり近隣の方は泥を持ち出すものですから中々今迄依頼を受けても、やりにくかったと、前に「集い」と言って飲食店を経営されてありますので、お客さんの出入りもあるし中々、大型機械が難しいという事で、近隣の方は敬遠をされておりましたけども、今回売買が成立しているみたいですので、今度は・・・さんの方できちんと管理をして頂ければ逆にその方が良いのではないかというような事が言われておりましたので、問題はなかろうかと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第41号18番は決定いたします。

続きまして、19番の説明を求めます。

事務局 はい、19番 土地の所在

勝本町東触字辻 . . . . . 地目 田 面積 1, 700 m<sup>2</sup>

同じく . . . . . 地目 田 面積 1, 103 m<sup>2</sup>

同じく . . . . . 地目 畑 面積 202 m<sup>2</sup>

同じく . . . . . 地目 畑 面積 448 m<sup>2</sup>

同じく . . . . . 地目 畑 面積 797 m<sup>2</sup>

勝本町東触字西ノ久保 . . . . . 地目 田 面積 1, 000 m<sup>2</sup>

勝本町東触字平良石 . . . . . 地目 田 面積 270 m<sup>2</sup>

田が4筆で4, 073 m<sup>2</sup>、畑が3筆で1, 447 m<sup>2</sup>、計7筆で5, 520 m<sup>2</sup>

譲渡人、. . . . .

譲受人、. . . . .

経営地は、田が3, 628 m<sup>2</sup>、畑が157 m<sup>2</sup>、計の3, 785 m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 帰郷の予定がなく、現に管理をしている譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、受贈して耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に飼料・野菜の作付けです。農機具はトラクター、草刈り機、軽トラ等を所有してあります。農作業暦は本人が20年、妻10年です。通作距離は遠いもので400m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。  
「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり飼料等を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月20日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・です。只今、説明がありましたように9月20日事務局の方と・・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。・・・さんと・・・さんは親戚関係でございまして、ここに書いてある通り今後も帰郷の予定も無く現に管理しているという事で外の農地以外の山林とかも全部一括で中村さんの方に贈与するという形で話もついているそうです。現に飼料作物、野菜等を各圃場作られており周辺農地へは、何ら問題はないかという風に思っておりますので、よろしく、ご審議の程お願いします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第41号19番は決定いたします。

続きまして、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

4番 土地の所在

勝本町新城東触字見多賀江・・・・・・・・台帳・現況地目 畑

面積 499㎡

転用目的 一般個人住宅

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在の家が老朽化しており、裏山の崩土等の心配もあるため、次男住居の隣接地になる申請地に住居を建築したいので、申請します。というものです。農用地区域除外は議案発送時には9月25日の予定でありましたが、明日の27日に県の同意を得る予定であります。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。農用地区域除外の折(7月20日)に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 お早うございます。地区担当の・・です。事務局の説明のとおりでありまして、農振除外の時にも申しましたが、・・さんは、既存地での建て替えを計画しておられましたが、今の家の裏山が崩壊の恐れがあるという事で、平成22年に子供さんが家を建てられた横の申請地に建て替えたいとの事でありまして、土留め工事を行うという事でありまして、周辺農地への影響は少ないと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号、4番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願い致します。議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

18番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触字小水ノ元・・・・・・・・ 台帳・現況地目 畑

面積 692㎡

転用目的 農業用施設

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地に農業用機械倉庫を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用区域内の農地で、用途区分変更が県の同意を得て平成30年8月3日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。用途区分変更の折(7月20日)に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。諸津担当の・・でございます。先々月の7月25日に用途区分変更の議案審議をして頂いておりますので、今回は、現地確認は致しませんでした。・・・様本人に電話をしまして、確認をしました。それから丁度2日後に本人に会いまして、再度確認をした所でございます。・・・さんは、畜産農家で、トラクターが大、小、5台おるそうでございます。それとタイヤショベル、ユニック等を持っておられまして、どうしても農業用の機械倉庫を建築したいという事でございますので、皆様方ご審議の程、よろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第43号18番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第44号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願いします。

議案第44号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

7番 土地の所在、

芦辺町箱崎本村触 字指鹿 ・・・・・ 台帳・現況地目 田  
面積 497㎡

芦辺町箱崎本村触 字指鹿ノ辻 ・・・・・ 台帳・現況地目 田  
面積 2,100㎡

計 2筆で2,597㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・

申請理由、申請地に牛舎及び堆肥舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は11頁から14頁です。9月20日に・・委員さんと申請人及び構成員、立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・委員。

・・委員 二度目の登場でございます。9月の20日10時40分より事務局と私と・・・さんともう一人・・・さん出席の下、現地確認を行いました。・・・

は29年1月5日の立ち上げで女性が理事長になられております。早速、その前から耕作放棄地の解消事業に取り組んで頂きまして、箱崎本村、江角を含めまして6件程、解消が出来ております。今回、申請地に牛舎及び堆肥舎を建てられるという事で、規模はと聞きますと50頭は一寸多いようです。30頭は少ないようですので、中をとって40頭でやりたいという事でした。現在、・・・さんと・・・さんの2件で14頭親を飼育されておりますので、それを当初は入れて、段々増やして40頭にしたいという事でした。以上でございますので、ご審議よろしく申し上げます。終わります。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第44号の7番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第45号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第46号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第45号と議案第46号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。15頁をお願い致します。議案第45号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。16頁～41頁の平成30年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度15頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、5年間の田が20筆で32,630㎡、10年間の田が202筆で226,877㎡、畑が19筆で21,195㎡、計221筆で248,072㎡、合計が241筆で280,702㎡です。

使用貸借権設定、5年間の田が69筆で62,025㎡、畑が18筆で22,479㎡、計87筆で84,504㎡、10年間の田が161筆で175,450㎡、畑が17筆で19,860㎡、計178筆で195,310㎡、合計265筆で279,814㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、42頁をお願い致します。議案第46号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。43頁～68頁の平成30年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度42頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、

計画案は、議案第45号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第45号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。以上で事務局からの説明を終わります。

- 議長 以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？
- ・・・委員 議長、一寸、お尋ねしていいですか。
- 議長 ・番・・・委員
- ・・・委員 中間管理機構は、契約が10a単価0円でも出来るのですか。
- 事務局 議長
- 議長 はい、事務局
- 事務局 使用貸借という事で、契約は出来ます。
- ・・・委員 議長
- 議長 ・番・・・委員
- ・・・委員 それは、何か基準があるのですか。
- 事務局 議長
- 議長 はい、事務局
- 事務局 農地の出し手と受け手の同意によりまして、決めて頂きます。
- 委員 議長
- 議長 ・番□□委員
- 委員 今、自分の農地を中間管理機構に貸し付けて自分が借りるといような事ができます。
- ・・・委員 議長
- 議長 ・番・・・委員
- ・・・委員 いやいや、第三者の人が中間管理機構に預けて、中間管理機構から法人が農地を借りた場合は、法人が賃借料は払うようになるでしょう。
- 委員 議長
- 議長 ・番□□委員
- 委員 それは、設定すれば良い訳です。
- ・・・委員 議長
- 議長 ・番・・・委員
- ・・・委員 いや、前の何かの時は、0円では出来ないというのがあったような。
- 事務局 議長
- 議長 はい、事務局

事務局 今、・・・委員さんが、おっしゃしておられるのは、農地流動化の補助金の件ではないかと思いますが、使用貸借では、補助金はできません。

・・・委員 議長

議長 ・番・・・委員

・・・委員 0円の場合は、中間管理機構の仕事は、無いではありませんか。要するに賃貸借料を中間管理機構が個人に払うようになっているでしょう。

事務局 仕事が無いというか。

・・・委員 いや、中間管理機構が賃貸借料を受けてから出し手に払うと大体なっていますね。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 おっしゃるように、賃貸借契約を結べば中間管理機構が、責任を持って賃借料を払うという風になっております。

・・・委員 議長

議長 ・番・・・委員

・・・委員 なっておるでしょう。0円で成り立つのですか。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 この前も0円での契約を結びました。

・・・委員 議長

議長 ・番・・・委員

・・・委員 何の為に、中間管理機構があるのか、わからないですね。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 中間管理機構は賃借料の払い込みだけではなくて、自分では作れないので誰かに貸したい、借り手の方も新たに集積をしたいという事もあるでしょう。その話し合いの中で、お金はいらぬから耕作をして頂きたいという。出し手と受け手の話し合いができれば、それは問題ないと思います。

・・・委員 議長

議長 ・番・・・委員

・・・委員 只、中間管理機構は、相続出来てないのは、借りないでしょうが。今の容態は、管理者での契約はできないでしょう。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 それは、相続関係者の1/2超えの同意がないと、農地中間管理機構との契約は出来ないようになっております。

・・・委員 議長

議長 ・番・・・委員

・・委員 中間管理機構は、何しよるかわからんですね。変な言い方ですが、何も仕事はしなくてよかですね。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 先程、・・委員さんもおっしゃったように、自分の農地を中間管理機構に預けて、中間管理機構から自分の農地を借り受けて耕作するという事ができます。このメリットはと言いますと、受け手が病気やけがなどで耕作できなくなった場合、次の借り手が見つかるまで、機構が草刈りや剪定などの農地をあらさない必要最小限の管理を最長3年間行うことができる等のメリットがございます。

・・委員 議長

議長 ・番・・委員

・・委員 それは、中間管理機構がしてくれるのですか。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 そうですといいますか、事務委任を受けております農林課が対応します。

・・委員 議長

議長 ・番・・委員

・・委員 はい、いいです。

△△委員 議長

議長 ・番△△委員

△△委員 賃貸借の金額は、5,000円とか1,000円とか一律になっておりますが、基準があるのかないのかお尋ねします。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 基準はございません。お互いのお話合いで決めて頂いております。

△△委員 議長

議長 ・番△△委員

△△委員 面積に関わらず賃貸借の金額は、5,000円とか1,000円とか一律になっているのですか。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 この表では、10a当たりの金額を記入しておりますので、面積を掛けますと圃場の大、小で金額が変わります。

△△委員 議長

議長 ・番△△委員

△△委員 反対の金額ですか。はい、わかりました。

議長 よろしいですか。外に、ご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声

あり】それではご異議ないようですので、議案第45号と議案第46号は決定いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出申請について 事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、69頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。2番、土地の所在

郷ノ浦町物部本村触字早苗・・・・・・・・ 台帳・現況地目 田  
面積1,984㎡

同じく・・・・・・・・ 台帳・現況地目 田  
面積 2,104㎡ 計 2筆で4,088㎡

申請人・・・・・・・・

申請理由 盛土にて農地の整備を行い農作業の効率化を図る。ということです。

工期は平成30年10月1日～平成30年12月31日までです。

施行者は・・・・・・・・

位置図、写真は70頁～71頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

(はいの声あり)

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。